



# 金 沢 市 公 報

第 2 8 9 1 号

平成29年(2017年)2月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

<p>◎ 目 次</p> <p>● 告 示</p> <p>○介護保険法の規定による事業者の指定について(5件) (介護保険課) 1</p> <p>○介護保険法の規定による事業の廃止について(6件) ( " ) 3</p> <p>○平成27年告示第112号(金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家の指定管理者の指定について)の変更について(長寿福祉課) 5</p> <p>○市道の区域の変更について(道路管理課) 5</p> <p>● 公 告</p> <p>○金沢市森林整備計画の案の縦覧について(森林再生課) 5</p>	<p>ページ</p>	<p>○金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例の規定によるまちづくりに関する協定の締結について(都市計画課) 5</p> <p>○開発行為に関する工事の完了について(建築指導課) 9</p> <p>○金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて(農業委員会事務局) 10</p> <p>● 公 営 企 業 告 示</p> <p>○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始について(建設課) 10</p> <p>● 公 営 企 業 公 告</p> <p>○指定給水装置工事事業者の指定について(企業総務課) 10</p> <p>○指定給水装置工事事業者の給水装置工事の事業の休止について( " ) 10</p>
--	------------	---

## 告 示

●金沢市告示第29号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文及び第53条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条及び第115条の10の規定により告示します。

平成29年2月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1760191187	Sou つむぎ	金沢市額新保3丁目257番地	ウイルフラップ株式会社	平成28年11月1日	訪問介護 介護予防訪問介護
	看護ステーション つむぎ			平成28年8月1日	訪問看護 介護予防訪問看護
1760191195	訪問看護 インカ ローズ	金沢市駅西新町1丁目39番14号 リブローゼ101号	合同会社インカ ローズマリー	平成28年12月1日	訪問看護 介護予防訪問看護
1760191203	訪問看護ステーション アースケア	金沢市疋田1丁目26番地	株式会社アース	平成28年12月1日	訪問看護 介護予防訪問看護
1770105805	訪問介護事業所ま こと	金沢のみどり2丁目6番地6	一般社団法人はな や	平成28年10月1日	訪問介護 介護予防訪問介護
1770105821	デイサービス き たえる一む金沢大 徳	金沢市寺中町イ93番地3	黒崎産業株式会社	平成28年11月1日	通所介護 介護予防通所介護

1770105839	集いの家 光寿庵 サービスセンター	金沢市泉野出町2 丁目22番2号 ク リーンハイム高田	エステックサービ ス株式会社	平成28年11月1日	訪問介護 介護予防訪問介護
------------	----------------------	-----------------------------------	-------------------	------------	------------------

## ●金沢市告示第30号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の11の規定により告示します。

平成29年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1790100703	いあし高島	金沢市高島3丁目 88番地	株式会社イーアイ ル	平成28年9月12日	地域密着型通所介護
1790100711	みんなのさと	金沢市三馬1丁目 207番地	社会福祉法人三馬 福祉会	平成28年10月1日	地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活 介護
1790100729	茶話本舗デイス サービスいずみの亭	金沢市泉野出町2 丁目20番8号	株式会社ロバスト	平成28年11月1日	地域密着型通所介護

## ●金沢市告示第31号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示します。

平成29年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1790100695	小規模多機能型居 宅介護ほやね城北	金沢市浅野本町2 丁目18番26号	一般社団法人いし かわゆめ福祉会	平成28年7月15日	小規模多機能型居宅 介護 介護予防小規模多機 能型居宅介護
	デイスサービスほや ね城北			平成28年8月1日	地域密着型通所介護

## ●金沢市告示第32号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示します。

平成29年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770104196	りんくケアプラン	金沢市額谷1丁目 81番地	株式会社フィール ケア	平成28年11月19日	居宅介護支援

## ●金沢市告示第33号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により告示します。

平成29年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770105797	デイサービスほや ね城北	金沢市浅野本町2 丁目18番26号	一般社団法人いし かわゆめ福祉会	平成28年8月1日	介護予防通所介護

## ●金沢市告示第34号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条及び第115条の10の規定により次のとおり告示します。

平成29年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770100319	デイサービスセン ターあじさい苑	金沢市材木町13番 40号	社会福祉法人材木 善隣館	平成28年9月30日	通所介護 介護予防通所介護
1770101341	ツクイ 金沢東	金沢市駅西本町4 丁目2番10号	株式会社ツクイ	平成28年9月30日	訪問入浴 介護予防訪問入浴
1770103453	デイサービス た まぼこのお家	金沢市玉銚2丁目 337番地	株式会社リベロ	平成28年11月30日	介護予防通所介護
	リベロ介護サー ビス				福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸 与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用 具販売
1770105359	デイサービス き たえる一む金沢大 徳	金沢市寺中町イ93 番地3	黒崎産業株式会社	平成28年10月31日	介護予防通所介護

## ●金沢市告示第35号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業者から当該指定地域密着型サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の11の規定により次のとおり告示します。

平成29年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770103453	デイサービス た まぼこのお家	金沢市玉銚2丁目 337番地	株式会社リベロ	平成28年11月30日	地域密着型通所介護
1770103743	茶話本舗デイサー ビスいずみの亭	金沢市泉野出町2 丁目20番8号	有限会社ホリグチ	平成28年10月31日	地域密着型通所介護

1770105359	デイサービス き たえる一む金沢大 徳	金沢市寺中町イ93 番地3	黒崎産業株式会社	平成28年10月31日	地域密着型通所介護
------------	---------------------------	------------------	----------	-------------	-----------

## ●金沢市告示第36号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から当該指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により次のとおり告示します。

平成29年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1790100208	ケアネット千壽 小立野	金沢市小立野4丁 目4番31号	株式会社ケアネッ ト千壽	平成28年5月31日	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応 型通所介護

## ●金沢市告示第37号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により次のとおり告示します。

平成29年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770103453	ケアプランセンタ ー たまぼこ	金沢市玉銚2丁目 337番地	株式会社リベロ	平成28年11月30日	居宅介護支援
1770104964	中央福祉会 居宅 介護支援事業所 尾張町	金沢市尾張町1丁 目2番36号 尾張 町マンション101	社会福祉法人中央 福祉会	平成28年11月1日	居宅介護支援
1770105334	居宅介護支援事業 所 路（みち）	金沢市新神田2丁 目14番21号	株式会社ライフイ ノベーション	平成28年8月31日	居宅介護支援

## ●金沢市告示第38号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により次のとおり告示します。

平成29年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770104709	介護付き有料老人 ホーム 憩の家	金沢市馬替2丁目 8番地1	株式会社シェーネ アルト	平成28年11月1日	介護予防特定施設入 居者生活介護

## ●金沢市告示第39号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の15第2項の規定により指定地域密着型介護予防サービス事業者から当該指定地域密着型介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の20の規定により次のとおり告示します。

平成29年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1790100604	小規模多機能 憩 の家	金沢市馬替2丁目 8番地1	株式会社シェーネ アルト	平成28年11月1日	介護予防小規模多機 能型居宅介護

## ●金沢市告示第40号

平成27年告示第112号（金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家の指定管理者の指定について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成29年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
金沢市浅野川 老人憩の家	所在地	金沢市大河端町西92番地1	金沢市大河端西1丁目96番地	平成29年1月21日

## ●金沢市告示第41号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成29年2月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成29年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

道路の 種 類	路 線 名	区 間	新旧 の別	幅員(m)	延長(m)
一 般 市 道	1 級 幹 線 38号 観 法 寺 ・ 吉 原 線	弥 勒 町 イ 2 番 先から	旧	72.4	13.6
		弥 勒 町 イ 2 番 先まで	新	90.0	13.6

## 公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により金沢市森林整備計画を立てたいので、同条第7項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該金沢市森林整備計画の案を縦覧に供します。

なお、当該金沢市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、金沢市長に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができます。

平成29年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

縦 覧 場 所	縦 覧 期 間	縦 覧 時 間
金沢市農林局森林再生課	平成29年2月1日から同年3月3日まで	午前9時から午後5時45分まで

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を締結したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告しま

す。

平成29年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 協定を締結した相手方  
木町二番丁地区の住民等
- 2 協定締結した年月日  
平成29年1月23日
- 3 協定番号  
27
- 4 協定の名称  
木町二番丁地区まちづくり協定
- 5 協定地区の区域  
別図（まちづくり協定区域図）のとおり
- 6 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

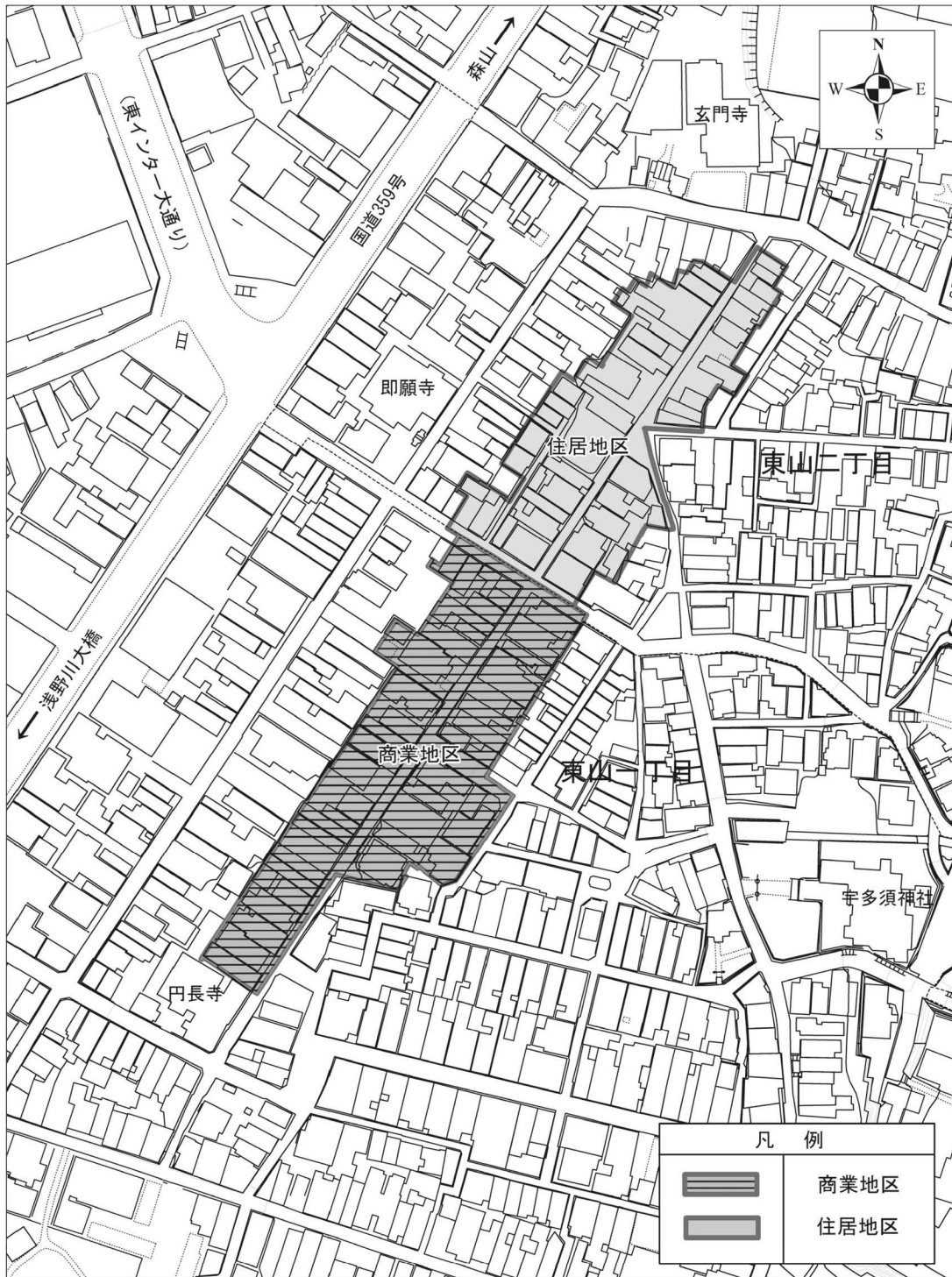
まちづくり計画の名称		木町二番丁地区まちづくり計画	
まちづくり計画の対象となる区域		東山1丁目及び東山2丁目の各一部	
まちづくり計画の対象となる区域の面積		約1.1ha	
まちづくりの目標		<p>本地区は、かつて材木商人が多く居住していたことにちなみ、元和2年（1616年）以前から木町と称される歴史ある地区である。</p> <p>この歴史ある街並みと文化を保存するとともに、にぎわいのある通りの形成と快適な住環境の保全との調和により、地区の発展を図ることを目標とする。</p>	
まちづくりの方針		歴史的街並みの保存を図るほか、良好な住環境を保全し、活気と落ち着いたたたずまいが共存した安全で安心なまちづくりを推進する。	
その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	地区の細区分	商業地区	住居地区
	面積	約0.6ha	約0.5ha
	次に掲げる建築物を建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。ただし、(1)については、平成29年1月23日（協定締結日）に建築物が存する敷地において、協定締結日以後に同一の用途の建築物を建築する場合は、この限りでない。		
	(1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの（事務所を含む。） (2) 自動車教習場、畜舎、倉庫業を営む倉庫、自動車修理工場又は葬儀場 (3) 事務所、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの (4) 自動車車庫で床面積の合計が300㎡を超えるもの又は3階以上の部分をその用途に供するもの。ただし、附属の自動車車庫にあっては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の5の5第1号又は第3号に掲げるもの (5) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (6) カラオケボックスその他これに類するもの (7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別		

<p>建築物等の用途の制限</p>	<p>表第2(に)項第3号に掲げる運動施設</p> <p>(8) 建築基準法別表第2(へ)項第3号に掲げるもの</p> <p>(9) 建築基準法別表第2(と)項第3号に掲げる工場</p> <p>(10) 建築基準法別表第2(と)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>(11) 建築基準法別表第2(ち)項第3号に掲げるもの</p> <p>(12) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号(風俗営業)、第7項各号(無店舗型性風俗特殊営業)、第8項(映像送信型性風俗特殊営業)、第10項(無店舗型電話異性紹介営業)及び第13項各号(接客業務受託営業)に掲げる営業の用に供するもの</p> <p>(13) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項から第4項までの営業(ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業)の用に供するもの</p>	
<p>建築物等の形態又は意匠の制限</p>	<p>(建築物等)</p> <p>金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区保存計画による。</p> <p>(広告物等)</p> <p>1 屋外広告物等を設置する場合(変更する場合を含む。)は、事前に木町二番丁まちづくり協議会(以下「協議会」という。)と協議し、設置後は協議会に報告しなければならない。</p> <p>2 設置することができる屋外広告物等は、地域の伝統的景観に資するもののうち、次に該当するものとする。ただし、協議会が認めるもの(第1号から第3号までに係るものを除く。)については、この限りでない。</p> <p>(1) 屋根面及び屋上に設置しないもの</p> <p>(2) 点滅灯、回転灯及びネオン管を使用しないもの</p> <p>(3) 電光表示装置でないもの</p> <p>(4) 屋内から外部に向けての広告物でないもの</p> <p>(5) 外壁から張り出して設置する場合は、外壁面から40cm以内のもの</p> <p>(6) 独立広告物でないもの</p> <p>(7) のぼり及び旗状の広告物でないもの</p> <p>(8) 自家広告であるもの</p> <p>(9) 広告物1面当たりの表示面積が2㎡以下のもの</p> <p>(10) 広告物全体の合計表示面積は、地区の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値以下のもの</p>	<p>4㎡</p> <p>3㎡</p>
<p>土地利用等の制限</p>	<p>(1) 屋外に商品陳列ワゴン等を設置しない。</p> <p>(2) 新たに土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者(従前の用途を変更しようとする者を含む。)は、事前に協議会と協議しなければならない。</p> <p>(3) 駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第1項第2号に掲げる路外駐車場のうち、</p>	

	料金を徴収するもの（コインパーキング等）を設置しない。
そ の 他	<p>(1) 物品販売店舗（日用品の販売を目的とする店舗等を除く。）では、歴史ある街並みと良好な住環境を損なわない物品を販売するものとする。</p> <p>(2) 店舗及び飲食店では、深夜（午前零時から午前6時までの時間をいう。）における営業を行わないよう努めるものとする。</p> <p>(3) 住民等（土地又は建築物等を利用し、又は活用する者を含む。）は、地域において実施される地域活動、地区保存活動等に積極的に参加及び協力をし、良好な近隣関係の醸成に努めるものとする。</p> <p>(4) 路上での飲食、喫煙並びにたばこ及びゴミのぽい捨てをしないよう努めるものとする。</p> <p>(5) 生活環境の悪化防止に努めるものとする。また、苦情があったときは、誠意をもって対応するものとする。</p> <p>(6) 呼び込み活動やキャッチセールスを禁止する。</p> <p>(7) 自動販売機は、街並みとの調和に配慮した落ち着いた色調とし、周辺の住環境を阻害しないように配慮するものとする。また、新たに自動販売機を設置する場合は、事前に協議会と協議しなければならない。</p> <p>(8) 空き地及び空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど出火の防止、防犯等の地域安全及び環境保全の対策を講じなければならない。</p> <p>(9) 自動車の走行速度の低減を心がけるとともに、安全で快適に歩けるまちづくりの推進に努めるものとする。</p> <p>(10) 道路から見える範囲に植栽等を設ける場合は、適切に管理するよう努めるものとする。</p> <p>(11) 夜間に管理人が常駐しない施設にあっては、夜間の連絡先を協議会へ通知するものとする。</p>



木町二番丁地区まちづくり協定区域図



次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成29年2月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の位置及び区域
金沢市大桑町ラ33番2、33番7から33番12まで、40番1及び40番2	金沢市米泉町8丁目68番地 英善地所株式会社 代表取締役 埴田 竜太	道路 金沢市大桑町ラ33番9

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成29年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

**公 営 企 業 告 示**

●金沢市公営企業告示第5号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

平成29年2月1日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成29年2月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域  
専光寺町の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 金沢市下安原町東1301番地  
名称 犀川左岸浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

**公 営 企 業 公 告**

金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）第7条の2の規定により平成29年2月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第9条の規定により公告します。

平成29年2月1日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
583	ハウスサポート	金沢市大浦町へ119番地

金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第6条の規定により次の指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業を休止した旨の届出があったので、同規程第9条の規定により公告します。

平成29年2月1日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地	届出年月日
341	毎田建設株式会社	金沢市館町又6番地	平成29年1月10日

平成29年(2017年)2月1日	印刷	発行人	金 沢 市
平成29年(2017年)2月1日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
	定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地
			(株) 共 栄